



マタニティマーク使用ガイド

目次

● マタニティマークの使用方法 P1

● マタニティマークの取扱いについて

基本形	P2
展開形	P3
展開形使用例	P4
カラー指定	P5
グレー指定	P6
1C印刷の場合	P7
保護エリア	P8
使用禁止例	P9

● よくあるお問い合わせ

申請手順・使用方法と目的	P10
使用許可・デザイン	P11

● マタニティマーク使用規程 P12

● マタニティマークの使用法

1. デザイン等

- 1) ダウンロード用デザイン(jpgファイル、イラストレーター:606KB)
＜呼びかけ文例：「禁煙にご協力下さい」＞
＜ポスター＞
- 2) 多くの人が見て分かるように、下記の事項に留意すること。
 - (1) カラーで使用する場合には、色は変えないこと。
 - (2) 大きさは拡大、又は縮小して使用できるが、マークを変形しないこと。
 - (3) マタニティマークに呼びかけ文以外のデザインは加えないこと。

2. 呼びかけ文

交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関が、妊産婦さんにやさしい環境づくりに向けて、その取組や呼びかけ文を付して使用することができる。なお企業が使用する場合には、妊産婦さんにやさしい環境づくりに向けて、その取組や呼びかけ文を付して使用すること。

(例) 交通機関等での取組例：「座席は譲りあっておかけ下さい」

受動喫煙の防止対策例：「禁煙にご協力下さい」「禁煙席があります」

エレベーター等の乗降、段差のある場所での配慮等の例：

「妊婦さんやお子さんを連れている方に配慮を」

3. 使用例

- ・公共交通機関のポスターに掲載、医療機関の駐車場の看板に使用
- ・実費相当分のマタニティマークグッズ・商品の作成・配布（販売）
- ・妊産婦さんにやさしい環境づくりをしている企業の商品に、その商品が妊産婦に配慮した商品であるということを示す目的で、商品に妊産婦さんにやさしい環境づくりに向けて、その取組や呼びかけ文を付して掲載する。
 - ※ただし、営利を主たる目的とした使用例は、当方から確認させて頂き、利用方法の見直しをお願いすることがあります。
 - ※また、マタニティマークを掲載することで、あたかも こども家庭庁がその個別の商品を承認・推奨しているかのように、消費者に誤解を与えかねない利用をしている場合には、利用方法の見直し等をお願いする場合があります。

【報告先・問合せ先】

「健やか親子21」事務局

※令和5年4月からマタニティマークの使用管理等の運営について、こども家庭庁から上記事務局へ委託しています。

● マタニティマークの取扱いについて

基本形

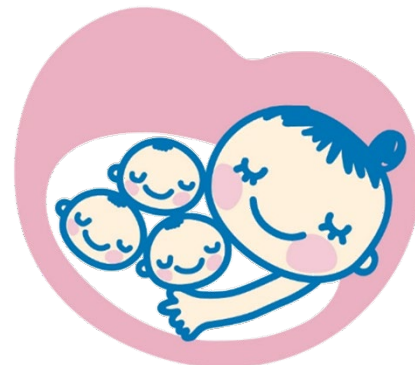
- 背景色が白か淡い色の場合



パターン1



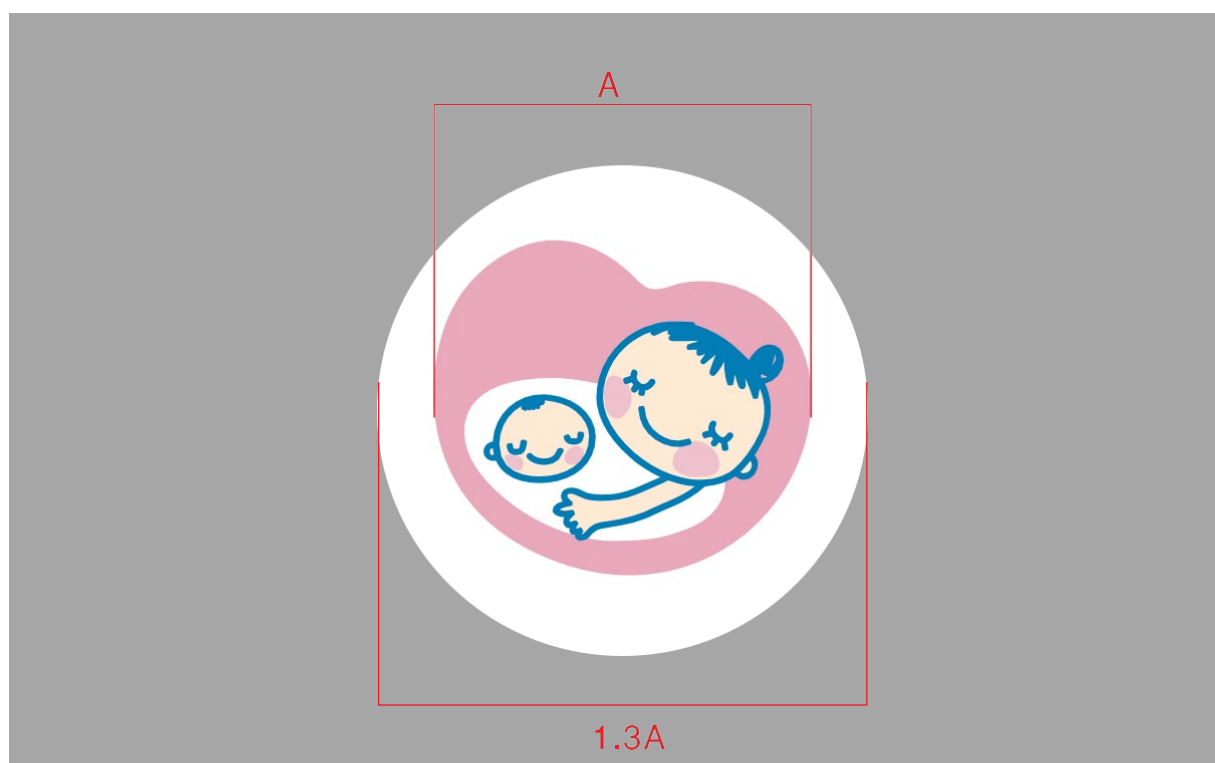
パターン2



パターン3

- 背景色が濃い色、あるいは複雑な模様、写真などの上にマタニティマークを表示する場合

各パターンの白マド付きを使用してください



展開形（呼びかけ文つき）

●背景色が白か淡い色の場合



パターン1



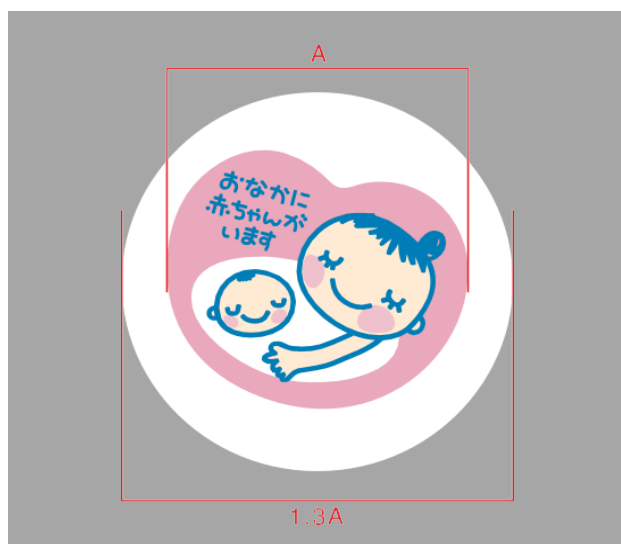
パターン2



パターン3

●背景色が濃い色、あるいは複雑な模様、写真などの上にマタニティマークを表示する場合

各パターンの白マド付きを使用してください



展開形使用例

●交通機関で

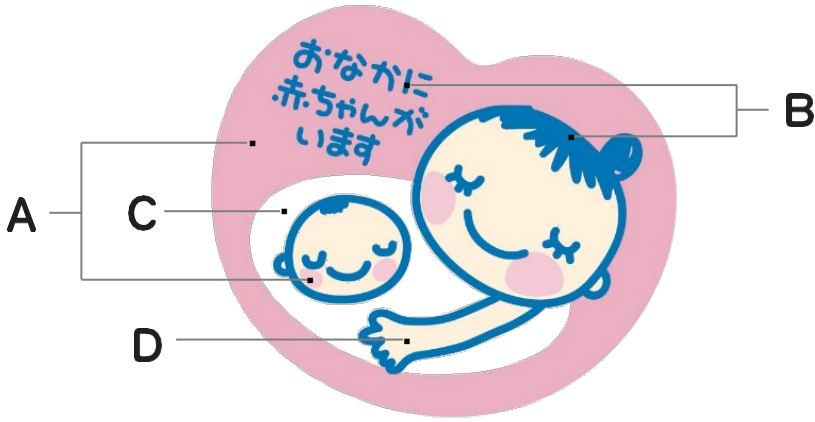


●飲食店等で



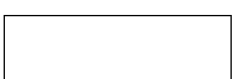
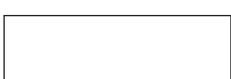
カラー指定

※パターン2、3の場合も同様です



The main illustration shows a mother with blue hair and a pink bow, holding two smiling children. The text 'おなかに赤ちゃんがいます' (There is a baby in the belly) is written in blue. Color callouts are as follows:

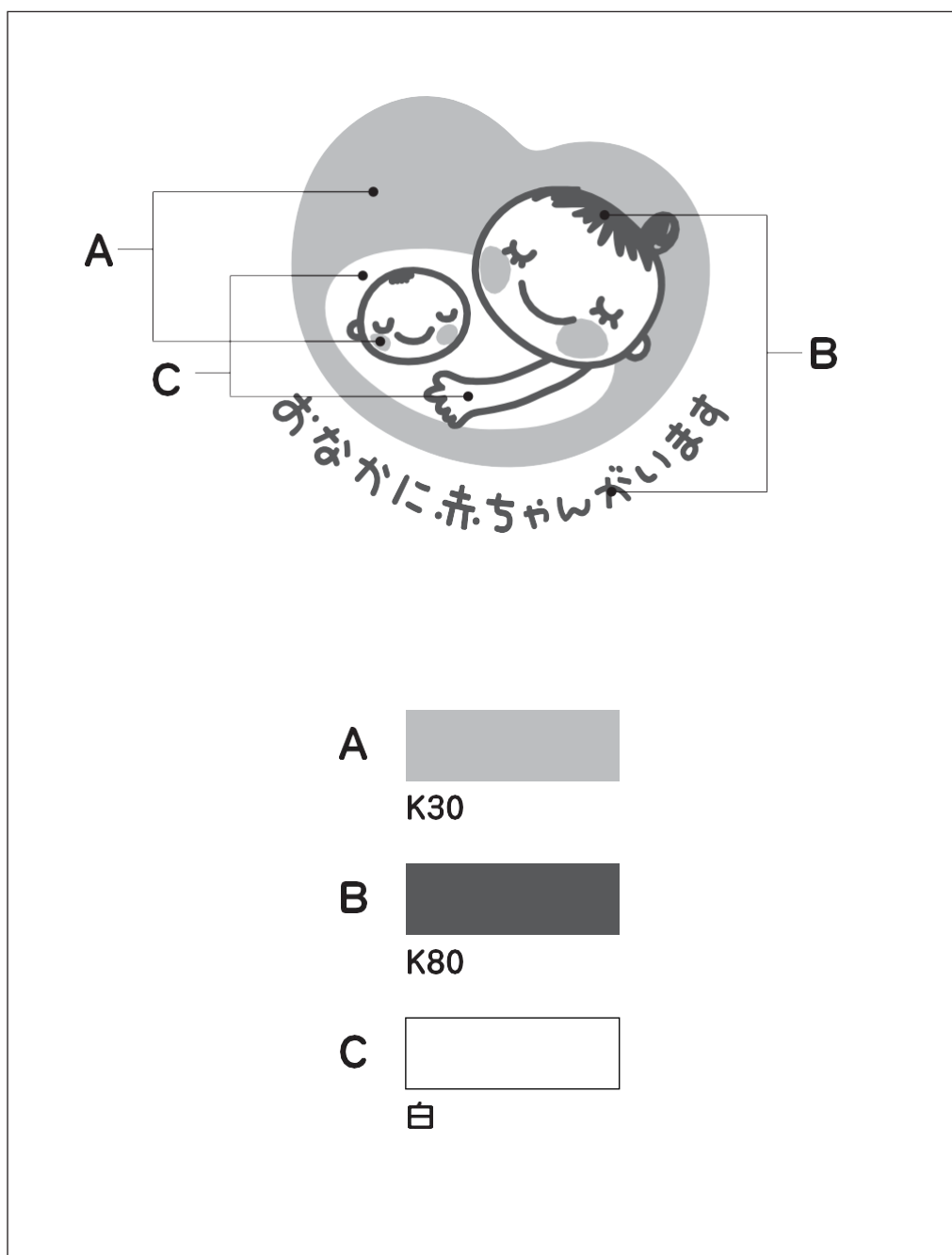
- A**: Points to the pink background.
- B**: Points to the blue hair.
- C**: Points to the white background of the children's faces.
- D**: Points to the yellow skin of the children.

	[特色]	[CMYK]
A	 DIC F 227	 M40 Y5
B	 DIC F 54	 C100 M20 Y20
C	 白	 白
D	 DIC 2044	 M8 Y17



グレー指定

※パターン2、3の場合も同様です

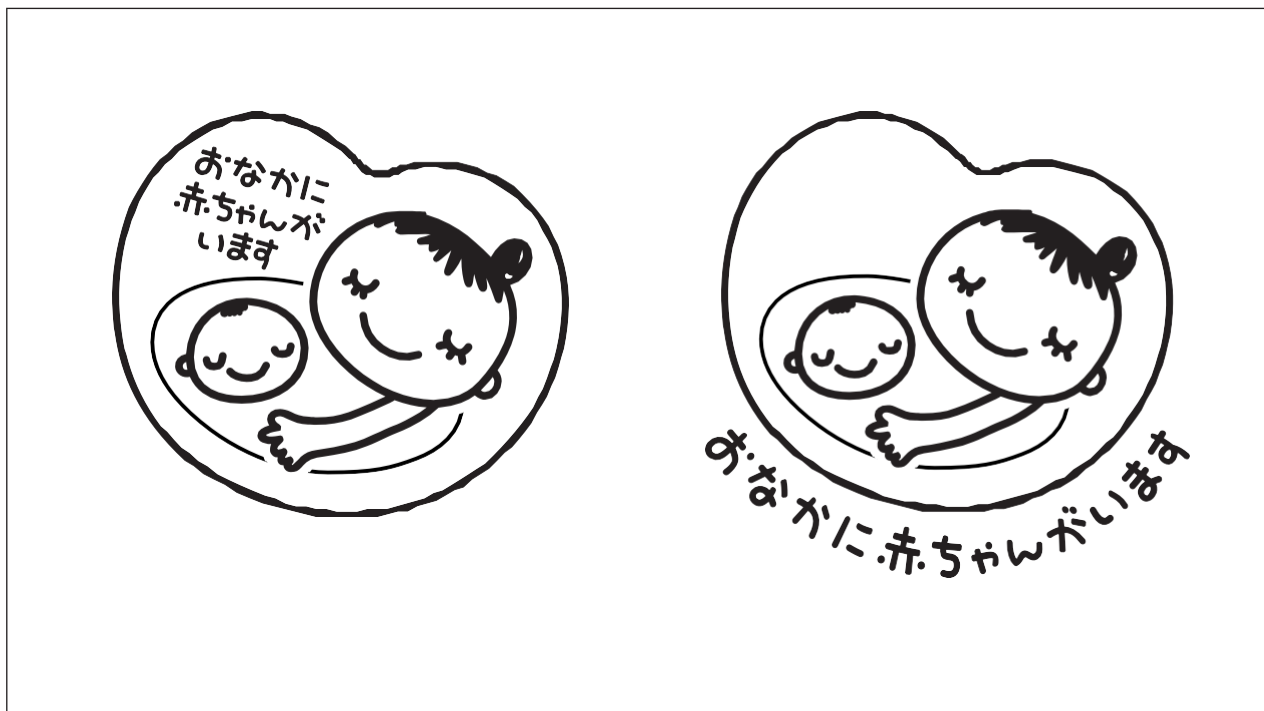


1 C印刷の場合

※パターン2、3の場合も同様です

下記指定又は推奨の色以外での1 C印刷はご遠慮ください。

「スミ」や「濃い色」で刷る場合



「薄いピンク系統の色」で刷る場合



「薄いピンク系統の色」は、DIC 261を推奨しています

保護エリア

※パターン2、3の場合も同様です

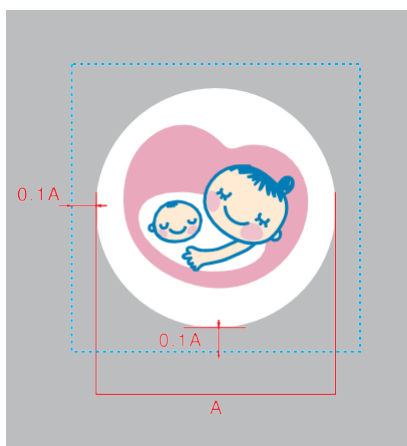
●基本形（白マドなし）



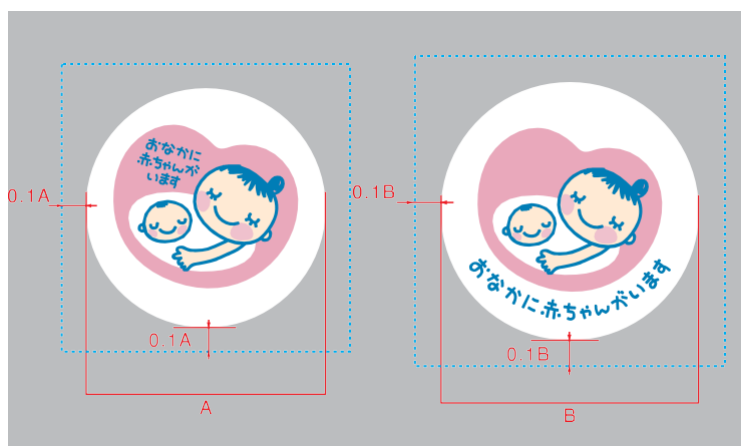
●展開形（白マドなし）



●基本形（白マド付き）

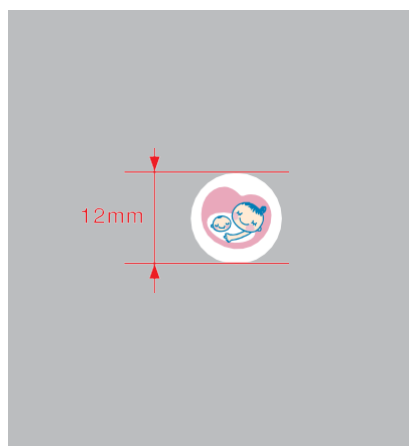


●展開形（白マド付き）

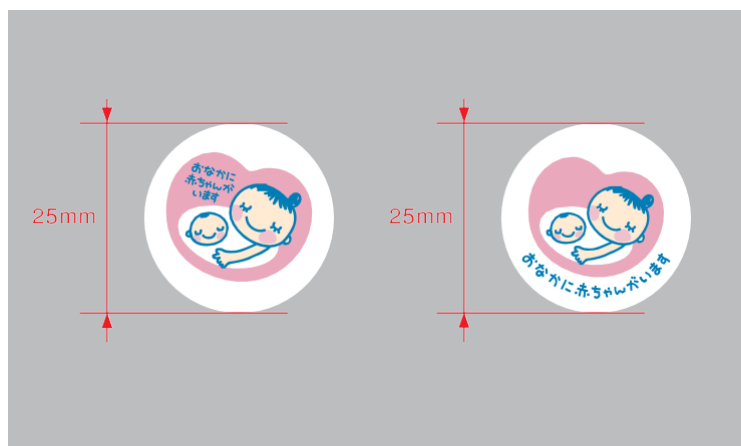


最小サイズ

●基本形

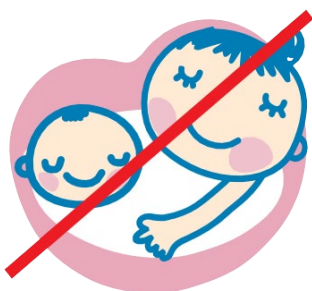


●展開系



使用禁止例

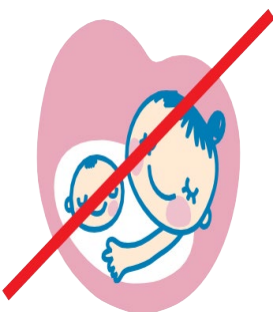
※パターン2、3の場合も同様です



各パーツのバランス、位置を変えないでください。



指定された色以外使用しないでください。



変形しないでください。



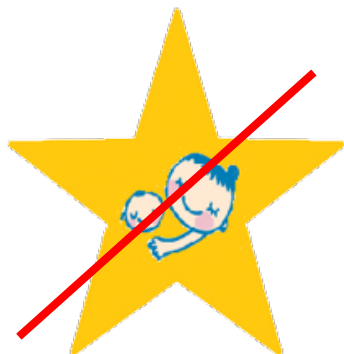
部分的なモノクロ表示はしないでください。



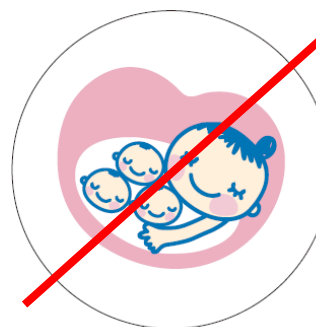
白マドなしで背景に複雑な要素を表示しないでください。



キャラクターのセリフとしてメッセージを表記しないでください。



独自の編集はしないでください



独自に胎児数を増やしてデザインを変更することはしないでください

申請手順に関する質問

Q. 使用に際して必要な手続きを教えてください。

A. マタニティマークの使用前に手続きいただくことはありませんので、使用規定及びマタニティマーク使用ガイドをご確認ください。
また、使用後には遅滞なくマタニティマーク使用報告書及び使用物品等の写真、コピー等を「健やか親子21」事務局へ提出してください。

使用方法・目的に関する質問

Q. マタニティマークは主にどのようなものに使用されていますか？

A. ポスター、パンフレット、キーホルダー、ロゼット、ノベルティグッズ、ウェブサイト、動画、教材、出版物、案内看板等に使用されています。

Q. マタニティマークを用いたハンドメイドのロゼットやキーホルダー等を販売できますか？

A. マタニティマークの普及啓発を目的とした商用利用は可能ですが、マタニティマークのデザイン自体が主たるコンテンツとなる商品で利益を得ることは不可です。
あくまで実費相当分の価格での販売をお願いします。

Q. クレジットを記載する必要はありますか？

A. 必要ありません。

Q. マタニティマークを使用するにあたり、使用料は発生しますか？

A. 使用料は発生しません。

Q. 個人でも使用した場合にも、使用報告書の提出は必要ですか？

A. 個人で使用した場合においても、使用後の報告書提出にご協力をお願いします。

使用許可に関する質問

Q. 使用報告書を提出すれば、こども家庭庁に許可を取った趣旨の表記を記載できますか？

A. 「健やか親子21」事務局に使用報告書を提出いただいても、こども家庭庁が「使用許可」を出したことにはなりません。

あたかもこども家庭庁が使用を許諾しているかのように、消費者に誤解を与えかねない表記をしている場合には、表示方法の見直し等をお願いする場合があります。

Q. マタニティマークの使用規約を守らず、デザインを使用している人がいますが、こども家庭庁の許可をとっているのでしょうか？

A. 特定の使用者に対してこども家庭庁が「使用許可」を出すことはありません。マタニティマークは使用者自身に使用規約に基づいた適切な使用方法をお願いする素材である為、趣旨に反した不適切な使用が確認された場合、使用方法の見直し等をお願いすることがあります。

Q. 企業が販売する商品やサービスに、マタニティマークを使用することはできますか？

A. 妊産婦さんにやさしい環境づくりをしている企業の商品に、その商品が妊産婦に配慮した商品であるということを示す目的で、マタニティマークを掲載することは可能ですが、あたかもこども家庭庁がその個別の商品を承認・推奨しているかのように、消費者に誤解を与えかねない使用をしている場合には、使用方法の見直し等をお願いする場合があります。

デザインに関する質問

Q. デザインの色や形を変えてもよいですか？

A. マタニティマークの大きさを拡大や縮小することは可能ですが、色調を変えたり、デザインの変形は不可です。マークの呼びかけ文以外にデザインを加えることも不可です。

マタニティマーク使用規程

令和 5 年 4 月 1 日
成育局母子保健課長決定

（趣旨）

第1条 この規程は、マタニティマークを使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

第2条 妊産婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものである。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスター等として掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものである。

（使用制限）

第3条 こども家庭庁及びこども家庭庁の職員以外の第三者は、マタニティマークの趣旨に基づいた場合に、自由に使用できる。ただし、次に掲げる場合には、マタニティマークを使用することはできない。

- 一 営利を主たる目的とした場合。
- 二 マタニティマークの作成趣旨に反するなど、著しく不適當と認められる場合。
- 三 商品等の品質や安全性を保証する目的で使用した場合。

（使用の中止等）

第4条 マタニティマークの使用に関し、前条各号に該当すると認められるとき、又はマタニティマークと誤認される類似のマークの使用等、不適切であると認められるときは、こども家庭庁成育局母子保健課は、その使用を差し止めることができる。

（報告）

第5条 マタニティマークを使用した場合には、使用後に遅滞なくマタニティマーク使用報告書（別紙様式）、及び使用物品等の現物、写真又はコピーを「健やか親子21」事務局に、メールで提出すること。

【必要記載事項】

- (1) 自治体名または団体名
- (2) 住所
- (3) 担当者名及び連絡先（電話、メールアドレス）
- (4) 使用目的
- (5) 使用物（ポスター、キーホルダー等の使用物品等の現物、写真又はコピーを提出すること。ホームページに掲載する場合には URL を報告すること。）

（使用料）

第6条 マタニティマークの使用料については、無料とする。

（マタニティマークに関わる権利）

第7条 マタニティマークに関する一切の権利は、こども家庭庁に帰属する。

（規程の改定）

第8条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

（附則）

第9条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙)

＜マタニティマーク使用報告書＞

報告日：令和 年 月 日

記載事項	記載欄
自治体名、または団体名	
住所	
担当者名	
連絡先	
(１) 電話	
(２) メールアドレス	
４．使用目的	
５．使用物 ※ ポスター、キーホルダー等の使用物品等の現物、写真又はコピーを提出して下さい。 ※ ホームページに掲載する場合には URL を記載して下さい。	